

必要なとき

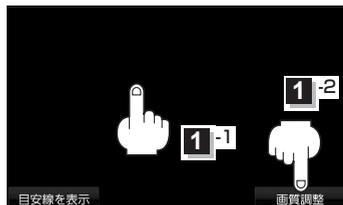
リヤビューカメラを使う	146
リヤビューカメラ映像の画質調整をする	146
リヤビューカメラ映像の目安線を表示する	146
リヤビューカメラ映像の目安線を調整する	147
本機で再生できるディスクについて	148
ディスクの取り扱い	149
お手入れ	150
BLUETOOTH® について	151
VICS について	152
地図ソフトについて	154
市街地図(詳5 m / 詳12 m / 詳25 m スケール)の収録エリア	158
表示できる施設	160
さくいん	162
商標などについて	166
ソフトウェア、およびオープンソース ソフトウェアについて	166
仕様	168
保証とアフターサービス	170

リヤビューカメラを使う

別売のリヤビューカメラ(CY-RC90KD)を接続している場合、車のシフトレバーをリバースに入れると、リヤビューカメラの映像が表示されます。

リヤビューカメラ映像の画質調整をする

- 1 リヤビューカメラ映像画面を表示し、画面をタッチして **画質調整** をタッチする。



- 2 調整したい項目をタッチし、**-** / **+** をタッチして値を調整する。

※ **初期値** をタッチすると画質がお買い上げ時の設定 (明るさ: 31 / コントラスト: 16 / 色の濃さ: 16 / 色あい: 16) に戻ります。



リヤビューカメラ映像の目安線を表示する

- 1 リヤビューカメラ映像画面を表示し、画面をタッチして **目安線を表示** → **OK** をタッチする。

: 目安線が表示されます。

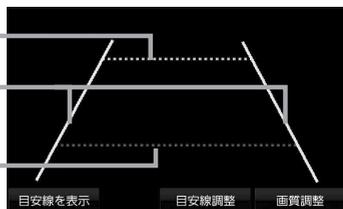
※再度 **目安線を表示** をタッチすると、目安線が消えます。



距離目安線

車幅目安線

距離目安線

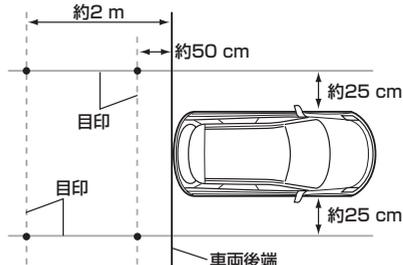


お願い リヤビューカメラの映像だけを見ての後退は絶対に行わないでください。

リビューカメラ映像の目安線を調整する

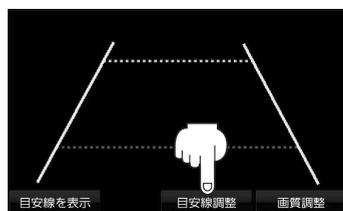
お知らせ 目安線表示機能があるレビューカメラを使用する場合は、レビューカメラ側の目安線と本機の目安線が二重に表示されるため、本機の目安線は表示しないでください。レビューカメラ側の目安線は本機では調整できません。

- 1** 車両の幅+両側約25 cm、車両後端から後側へ+約50 cmと+約2 mの位置にガムテープなどで目印をつける。



必要
な
と
き

- 2** リビューカメラ映像画面を表示し、画面をタッチして **目安線を表示** → **OK** → **目安線調整** をタッチする。

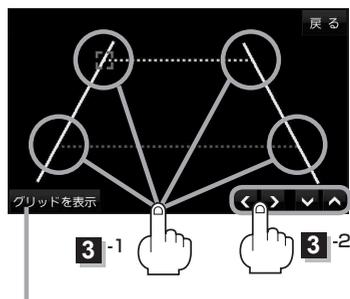


- 3** 調整したい目安線の端点(右図 **3**⁻¹)の任意の1点をタッチし、**<**/**>**/**▼**/**▲**で、手順 **1** でつけた目印に重なるように調整する。

※  マーク(橙色)が表示されている部分の調整ができません。

※ 目安線の調整をして **戻る** をタッチすると確定されます。

※ 車種やレビューカメラの取付場所によっては、目印どおりに調整できない場合があります。



画面にグリッド線を表示できます。

本機で再生できるディスクについて

本機は音楽CDまたはCD-DAフォーマットのCD-R/RWで再生することができます。

※DVD、Blu-ray Discなどには対応していません。

※CD-R/RWを使用する場合は、記録した機器でファイナライズしてください。

※ディスクの傷や汚れ、または車内や本機に長時間放置した場合などは、再生できない場合があります。

■下記のディスクは再生できません。

- 8 cmディスク*¹
- CD-R/RW(CD-DAを除く)
- ビデオCD
- VSD
- CD-ROM
- フォトCD
- dts-CD
- S-ACD
- CD-G
- SVCD
- SACD
- CD-EXTRA
- DivX Videoディスク
- DualDisc*²
- など

* 1 印…シングルアダプターも使用できません。無理に挿入しないでください。故障の原因となります。

* 2 印…ディスクに傷が付いたり、ディスクが詰まって本機から取り出せなくなるおそれがあります。

■CD-R/RWディスクについて

- CD-DA以外のデータを記録したCD-R/RWディスクは、再生できません。ディスクの使用上の注意書をよく読んでお使いください。
- 使用したライティングソフトやドライブ、またその組み合わせによって、正常に再生できない場合があります。
- CDレコーダー(CD-R/RWドライブ)で記録したCD-R/RWディスクは、その特性・汚れ・指紋・キズなどにより、再生できない場合があります。
- 通常の音楽CDに比べ高温多湿環境に弱いため、長時間の車内環境において劣化し、再生できない場合があります。

■コピーコントロールCDについて

パソコンなどによるコピー防止が施された音楽CDは、本機での再生は保証できません。通常のCD再生には支障がなく、コピーコントロールCDの再生のみに支障がある場合は、そのCDの発売元にお問い合わせください。

ディスクの取り扱い

■持ちかた

記録面に触れないように持つ



■ディスクが汚れたら

水を含ませた柔らかい布で拭いたあと、乾いた布で拭く

- 回転する方向に拭かないでください。
- ベンジンやシンナー、レコードクリーナー、静電防止剤を使用しないでください。



■長時間使用しないときは

- 必ず本機から取り出してください。
- ゴミなどの汚れやキズ・そりなどを避けるため、必ずケースに入れて保管してください。

■次のような場所に置かないでください。

- 長時間直射日光の当たるところ(車のシート、ダッシュボードの上など)
- 暖房器具の熱が直接当たるところ
- 湿気やゴミ・ほこりの多いところ
- 腐食性のある外気に触れるところ
- 強い静電気・電氣的ノイズの発生しやすいところ

■下記のようなディスクは使用しないでください。

本機の内部で引っ掛かるなどして、ディスクの破損や本機の故障の原因となります。

ラベルなどを貼り付けたディスク



シールやテープ、のりが付着している



プリンターで作成したラベル



プロテクトフィルム、保護シート



ディスクアクセサリ(スタビライザーなど)

破損・変形したディスク



そっている



ひびやキズがある・欠けている

透明なディスク



全体が透明



一部が透明

円形以外の特殊な形状のディスク



ハート形



カード型



三角形



バリがある

お手入れ

■本体・液晶画面のお手入れ

- 本体は、電源を切り、乾いた柔らかい布で拭いてください。
- 液晶画面は、市販のクリーニングクロスで拭いてください。
- ベンジンやシンナー類、マニキュア除去液、アルコール類などは、使用しないでください。
(塗装が変質するおそれがあります)
- 化学ぞうきんは、注意書きに従って、お使いください。

■ピックアップレンズについて

長期間使用すると、空気中やディスクに積もった細かいほこり、またはゴミが付着し、汚れてしまいます。

- ディスクの読み込みがよくない場合には、まず、ディスクの汚れを確認してください。
- それでもよくならない場合は、レンズの交換修理が必要です。お買い上げの販売店、またはお近くの「サービスご相談窓口」にご相談ください。保証期間後の修理は、有償です。

<汚れを防ぐために>

- ディスクを使用する前など、ときどきディスクの表面のほこりやゴミ、指紋などを取り除いてください。
- ディスクを使用しないときは、必ずケースに入れて保管してください。

お願い 市販のレンズクリーナーディスクは、レンズに損傷を与え、故障の原因となりますので使用しないでください。

BLUETOOTH®について

■使用周波数帯

本機では、BLUETOOTH接続中は、2.4 GHz帯の周波数帯を使用します。他の無線機器も同じ周波数を使っていることがあり、その機器との電波干渉を防ぐため、下記事項に注意してください。

本機の使用周波数帯では、電子レンジなどの産業・科学・医療用機器のほか工場の製造ラインなどでの移動体識別用の構内無線局、免許を要しない特定小電力無線局、アマチュア無線局など(以下「他の無線局」と略します)があります。

- 1 BLUETOOTHを使う前に、近くで「他の無線局」が運用されていないことを確認する。
- 2 万一、「他の無線局」に対して有害な電波干渉の事例が生じた場合や、何かお困りのことが起きたときは電波の発射を停止した上、お買い上げの販売店または「サービスご相談窓口」(P.171)へご相談ください。

■機器設定(無線局の免許は不要です)

本機は、電波法に基づく技術基準適合証明を受けています。ただし、次のことは、法律で罰せられることがあります。

- 分解・改造をする
- 製品銘板をはがす

■周波数表示の見方(製品銘板に記載)



■使用可能距離

見通し距離約10 m以内でご使用ください。間に障害物がある場合や、建物の構造などにより、使用可能距離は短くなります。

■他機器からの影響

- 本機と他のBLUETOOTH対応機器や2.4 GHz帯を使用する機器の距離が近いと、電波干渉により、正常動作しない、雑音の発生など、不具合が生じる可能性があります。
- 放送局などが近く電波が強すぎる場合も同じです。

■使用制限

- 全てのBLUETOOTH対応機器とのワイヤレス通信を保証するものではありません。
- ワイヤレス通信するBLUETOOTH対応機器は、Bluetooth SIG, Inc.の定める認証が必要です。ただし、認証されていても対応機器の仕様や設定により、接続できない場合や、操作方法・表示・動作が異なる場合があります。
- ワイヤレス通信時は、使用環境などによりセキュリティが十分でない場合がありますのでご注意ください。(BLUETOOTH標準規格に準拠したセキュリティ機能に対応しています)
- ワイヤレス通信時に発生したデータや情報の漏洩について、当社は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

■用途制限

- 本機のBLUETOOTH機能を使用するには、BLUETOOTH対応機器がBLUETOOTH標準規格 Ver.1.2以降に対応している必要があります。
- 本機のBLUETOOTHの各機能を使用するには、BLUETOOTH対応機器が下記のプロファイルに対応している必要があります。
 - ・ BLUETOOTH Audio
 - Advanced Audio Distribution Profile (A2DP)
 - Audio/Video Remote Control Profile (AVRCP)
 - ・ ハンズフリー通話
 - Hands-Free Profile (HFP)
- BLUETOOTH対応機器の仕様や設定により、接続できない場合や、操作方法・表示・動作が異なる場合があります。
- 電波の状態によっては、音が途切れたり雑音が入ったりする場合があります。

VICS削除リンクに関する告知

VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)を地図上に表示するためあらかじめ本機に情報提供用の単位(以下、VICSリンクと称します)を設定しています。道路形状や交通施設の変化にとまらぬ、より正確な情報提供をするため、必要に応じ、毎年、VICSリンクの追加・変更が行われます。過去からのVICSリンクの情報を永続的に提供することは容量などの理由で不可能です。追加・変更が行われた場合、該当のVICSリンクについて3年間は情報提供が行われますが、それ以降は、情報提供が打ち切られることになっております。

このため、VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の表示は「本製品」発売後、3年程度で一部の道路において情報が表示されなくなることがあります。

VICS 情報有料放送サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(以下「当センター」といいます。))は、放送法(昭和25年法律第132号)第147条の規定に基づき、このVICS 情報有料放送サービス契約約款(以下「この約款」といいます。))を定め、これによりVICS 情報有料放送サービスを提供します。

(約款の変更)

第2条 当センターは、この約款を変更することがあります。この場合には、サービスの提供条件は、変更後のVICS 情報有料放送サービス契約約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) VICSサービス：当センターが自動車を利用中の加入者のために、FM多重放送局から送信する、道路交通情報の有料放送サービス
- (2) VICSサービス契約：当センターからVICSサービスの提供を受けるための契約
- (3) 加入者：当センターとVICSサービス契約を締結した者
- (4) VICSデスクランブラー：FM多重放送局からのスクランブル化(攪乱)された電波を解読し、放送番組の視聴を可能とするための機器

第2章 サービスの種類等

(VICSサービスの種類)

第4条 VICSサービスには、次の種類があります。

- (1) 文字表示型サービス：文字により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (2) 簡易図形表示型サービス：簡易図形により道路交通情報を表示する形態のサービス
- (3) 地図重畳型サービス：車載機のもつデジタル道路地図上に情報を重畳表示する形態のサービス

(VICSサービスの提供時間)

第5条 当センターは、原則として一週間に概ね120時間以上のVICSサービスを提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当センターは、VICSデスクランブラー1台毎に1のVICSサービス契約を締結します。

(サービスの提供区域)

第7条 VICSサービスの提供区域は、当センターの電波の受信可能な地域(全都道府県の区域で概ねNHK-FM放送を受信することができる範囲内)とします。ただし、そのサービス提供区域であっても、電波の状況によりVICSサービスを利用することができない場合があります。

(契約の成立等)

第8条 VICSサービスは、VICS対応FM受信機(VICSデスクランブラーが組み込まれたFM受信機)を購入したことにより、契約の申込み及び承諾がなされたものとみなし、以後加入者は、継続的にサービスの提供を受けることができるものとします。

(VICSサービスの種類の変更)

第9条 加入者は、VICSサービスの種類に対応したVICS対応FM受信機を購入することにより、第4条に示すVICSサービスの種類の変更を行うことができます。

(契約上の地位の譲渡又は承継)

第10条 加入者は、第三者に対し加入者としての権利の譲渡又は地位の承継を行うことができます。

(加入者が行う契約の解除)

第11条 当センターは、次の場合には加入者がVICSサービス契約を解除したものとみなします。

- (1) 加入者がVICSデスクランブラーの使用を将来にわたって停止したとき
- (2) 加入者の所有するVICSデスクランブラーの使用が不可能となったとき

(当センターが行う契約の解除)

第12条 当センターは、加入者が第16条の規定に反する行為を行った場合には、VICSサービス契約を解除することがあります。また、第17条の規定に従って、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、VICSサービス契約は、解除されたものと見なされます。

- 2 第11条又は第12条の規定により、VICSサービス契約が解除された場合であっても、当センターは、VICSサービスの視聴料金の払い戻しをいたしません。

第4章 料金

(料金の支払い義務)

第13条 加入者は、当センターが提供するVICSサービスの料金として、契約単位ごとに加入時に別表に定める定額料金の支払いを要します。なお、料金は、加入者が受信機を購入する際に負担していただいております。

第5章 保守

(当センターの保守管理責任)

第14条 当センターは、当センターが提供するVICSサービスの視聴品質を良好に保持するため、適切な保守管理に努めます。ただし、加入者の設備に起因する視聴品質の劣化に関してはこの限りではありません。

(利用の中止)

第15条 当センターは、放送設備の保守上又は工事上やむを得ないときは、VICSサービスの利用を中止することがあります。

- 2 当センターは、前項の規定によりVICSサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを加入者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第6章 雑則

(利用に係る加入者の義務)

第16条 加入者は、当センターが提供するVICSサービスの放送を再送信又は再配分することはできません。

(免責)

第17条 当センターは、天災、事変、気象などの視聴障害による放送休止、その他当センターの責めに帰すことのできない事由によりVICSサービスの視聴が不可能ないし困難となった場合には一切の責任を負いません。また、利用者は、道路形状が変更した場合等、合理的な事情がある場合には、VICSサービスが一部表示されない場合があることを了承するものとします。但し、当センターは、当該変更においても、変更後3年間、当該変更に対応していない旧デジタル道路地図上でも、VICSサービスが可能な限度で適切に表示されるように、合理的な努力を傾注するものとします。

- 2 VICSサービスは、FM放送の電波に多重して提供されていますので、本放送の伝送方式の変更等が行われた場合には、加入者が当初に購入された受信機によるVICSサービスの利用ができなくなります。当センターは、やむを得ない事情があると認める場合には、3年以上の期間を持って、VICSサービスの「お知らせ」画面等により、加入者に周知のうえ、本放送の伝送方式の変更を行うことがあります。

[別表] 視聴料金 300円(税抜き)

ただし、車載機購入価格に含まれております。

地図ソフトについて

重要 !!

本使用規定(「本規定」)は、お客様と株式会社ゼンリン(「(株)ゼンリン」)間の「本機」(「機器」)に格納されている地図データおよび検索情報等のデータ(「本ソフト」)の使用許諾条件を定めたものです。本ソフトのご使用前に、必ずお読みください。本ソフトを使用された場合は、本規定にご同意いただいたものとします。

使用規定

1. (株)ゼンリンは、お客様に対し、機器の取扱説明書(「取説」)の定めに従い、本ソフトを本ソフトが格納されている機器で使用する権利を許諾します。
2. (株)ゼンリンは、本ソフトの媒体や取説にキズ・汚れまたは破損があったときは、お客様から本ソフト購入後90日以内にご通知いただいた場合に限り、(株)ゼンリンが定める時期、方法によりこれらが無いものと交換するものとします。但し、本ソフトがメーカー等の第三者(「メーカー」)の製品・媒体に格納されている場合は、メーカーが別途定める保証条件によるものとします。
3. お客様は、本ソフトのご使用前には必ず取説を読み、その記載内容に従って使用するものとし、特に以下の事項を遵守するものとします。
 - (1) 必ず安全な場所に車を停止させてから本ソフトを使用すること。
 - (2) 車の運転は必ず実際の道路状況や交通規制に注意し、かつそれらを優先しておこなうこと。
4. お客様は、以下の事項を承諾するものとします。
 - (1) 本ソフトの著作権は、(株)ゼンリンまたは(株)ゼンリンに著作権に基づく権利を許諾した第三者に帰属すること。
 - (2) 本ソフトは、必ずしもお客様の使用目的または要求を満たすものではなく、また、本ソフトの内容・正確性(外国語への翻訳の正確性を含む。)について、(株)ゼンリンは何ら保証しないこと。従って、本ソフトを使用することで生じたお客様の直接または間接の損失および損害について、(株)ゼンリンは故意または重過失の場合を除き何ら保証しないこと。(本ソフトにおける情報の収録や外国語への翻訳は、(株)ゼンリンの基準に準拠しております。また、道路等の現況は日々変化することから本ソフトの収録情報が実際と異なる場合があります。)
 - (3) 本規定に違反したことにより(株)ゼンリンに損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
5. お客様は、以下の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本規定で明示的に許諾される場合を除き、本ソフトの全部または一部を複製、抽出、転記、改変、送信すること。
 - (2) 第三者に対し、有償無償を問わず、また、譲渡・レンタル・リースその他方法の如何を問わず、本ソフト(形態の如何を問わず、その全部または一部の複製物、出力物、抽出物その他利用物を含む。)の全部または一部を使用させること。
 - (3) 本ソフトをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルすること、その他のこれらに準ずる行為をすること。
 - (4) 本ソフトに無断複製を禁止する技術的保護手段(コピープロテクション)が講じられている場合、これを除去・改変その他方法の如何を問わず回避すること。
 - (5) その他本ソフトについて、本規定で明示的に許諾された以外の使用または利用をすること。

警告



指示

操作は、安全な場所に車を停止させてからおこなってください。
安全な場所以外では追突、衝突されるおそれがあります。

常に実際の道路状況や交通規制標識・標示などを優先して運転してください。

本機に収録されている地図データ、交通規制データ、経路探索結果、音声案内などが実際と異なる場合があります、交通規制に反する場合や、通行できない経路を探索する可能性があるため、交通事故を招くおそれがあります。

一方通行表示については、常に実際の交通規制標識・標示を優先して運転してください。

一方通行表示はすべての一方通行道路について表示されているわけではありません。また、一方通行表示のある区間でも実際にはその一部が両面通行の場合があります。



禁止

運転者は、走行中に操作をしないでください。

運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

運転中は、画面を注視しないでください。

運転を誤り、交通事故を招くおそれがあります。

本機を救急施設などへの誘導用に使用しないでください。

本機にはすべての病院、消防署、警察署などの情報が含まれているわけではありません。また、情報が実際と異なる場合があります。そのため、予定した時間内にこれらの施設に到着できない可能性があります。

必要
な
と
き

【収録情報について】

- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の50万分の1地方図及び2万5千分の1地形図を使用しています。(承認番号 平26情使、第244-B371号)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院の技術資料 H・1-No.3「日本測地系における離島位置の補正量」を使用しています。(承認番号 国地企調発第78号 平成16年4月23日)
- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50mメッシュ(標高)を使用しています。(承認番号 平27情使、第1048-001号)
- この地図の作成に当たっては、一般財団法人日本デジタル道路地図協会発行の全国デジタル道路地図データベースを使用しています。(測量法第44条に基づく成果使用承認 13-061・13-063)
- 本ソフトに使用している交通規制データは、道路交通法および警察庁の指導に基づき全国交通安全活動推進センターが公開している交通規制情報を利用して、MAPMASTERが作成したものを使用しています。
- 本ソフトを無断で複写・複製・加工・改変することはできません。
- 本ソフトに使用している電話番号検索はタウンページ2016年11月のものを使用しています。

- 「VICS」および「VICS WIDE」は、一般財団法人道路交通情報通信システムセンターの商標です。
- “ゼンリン”および“ZENRIN”は株式会社ゼンリンの登録商標です。
- 本ソフトで表示している経緯度座標数値は、日本測地系に基づくものとなっています。
- 道路データは、高速、有料道路についてはおおむね2016年12月、国道、都道府県道についてはおおむね2016年10月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される地図が現場の状況と異なる場合があります。
 - ◆3D交差点……………ルート案内時、東・名・阪の主要交差点をリアルデザインで案内します。
※全ての交差点において収録されているわけではありません。
 - ◆ジャンクションビュー……ルート案内時、自動的に高速道路・首都高速道路・都市高速道路のジャンクションをリアルデザインで案内します。
※全ての交差点において収録されているわけではありません。
 - ◆方面看板……………ルート案内時、国道をはじめとした一般道の行き先案内を表示します。
(全国の主要交差点)
※全ての交差点において収録されているわけではありません。
- 細街路規制データは、おおむね2016年7月までに収集された情報に基づき製作されておりますが、表示される規制データが現場の状況と異なる場合があります。
- 経路探索は、2万5千分の1地形図(国土地理院発行)の主要な道路において実行できます。ただし、一部の道路では探索できない場合があります。また、表示された道路が現場の状況から通行が困難なときがあります。現場の状況を優先して運転してください。
- 交通規制は、普通自動車に適用されるもののみです。また、時間・曜日指定の一方通行が正確に反映されない場合もありますので、必ず実際の交通規制に従って運転してください。
- 「市街地図」データは(株)ゼンリン発行の住宅地図に基づき作成しております。なお、当該「市街地図」は地域により作成時期が異なるため、一部整合が取れていない地域があります。また、「市街地図」には、データの整備状況により一部収録されていない地域があります。
- 電話番号検索データはタウンページ(2016年11月発行)をもとに作成しています。タウンページは、NTT東日本およびNTT西日本の商標です。
- 個人宅電話番号検索は、公開「電話番号」および公開電話番号登録者「名字」の入力で、地域に格差がありますが全国で地図検索が可能です。なお、検索された物件の一部では周辺までの表示になる場合があります。
- 自然災害等の影響により、表示される地図が現地と一部異なる場合がございます。最新の情報は、行政機関などで公開されている情報をご確認ください。
- VICSリンクデータベースの著作権は、一般財団法人日本デジタル道路地図協会、公益財団法人日本交通管理技術協会に帰属しております。VICSによる道路交通情報(渋滞や混雑の矢印など)の地図上への表示は毎年、追加・更新・削除され、その削除された部分は経年により一部の情報が表示されなくなることがあります。

VICS に関するお問い合わせ

一般財団法人道路交通情報通信システムセンター(VICS センター)

電話番号：0570-00-8831

電話受付時間：9：30～17：45(土曜・日曜・祝日・年末年始休暇を除く)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。

※PHS、IP電話等からはご利用できません。

FAX：03-3562-1719

【本ソフトの情報について】

本ソフトは、おおむね以下の年月までに収集された情報に基づいて作成されております。

■道路：2016年12月(高速・有料道路)／2016年10月(国道・都道府県道)

■交通規制^{※1}：2016年11月 ■住所検索：2016年11月 ■電話番号検索：2016年11月

■郵便番号検索：2016年11月 ■ジャンル検索：2016年10月 ■高速・有料道路料金^{※2}：2016年12月

■市街地図：2016年7月 ■個人宅電話番号検索：2016年8月

※1：交通規制は普通自動車に適用されるもののみです。

※2：料金表示は、ETCを利用した各種割引などは考慮していません。また、増税などにより実際の金額とは異なる場合があります。地図データの作成時期の都合により、新規開通道路にはETCレーン、および料金のデータが収録されていない場合があります。また新規開通道路のパーキングエリア(PA)、サービスエリア(SA)の施設情報は表示されない場合があります。

必要
な
と
き

2017年7月発行 製作／株式会社ゼンリン

© 2013 一般財団法人日本デジタル道路地図協会

© 2016 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE EAST CORPORATION

© 2016 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE WEST CORPORATION

© ジオ技術研究所

© 2017 ZENRIN CO., LTD. All rights reserved.

市街地図(詳5m/詳12m/詳25mスケール)の収録エリア

北海道	札幌市、 <u>函館市</u> 、小樽市、 <u>旭川市</u> 、 <u>室蘭市</u> 、 <u>釧路市</u> 、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、 <u>留萌市</u> 、 <u>苫小牧市</u> 、 <u>稚内市</u> 、 <u>美瑛市</u> 、 <u>虻田市</u> 、 <u>江別市</u> 、赤平市、 <u>紋別市</u> 、 <u>士別市</u> 、 <u>名寄市</u> 、 <u>三笠市</u> 、 <u>根室市</u> 、 <u>千歳市</u> 、 <u>滝川市</u> 、 <u>砂川市</u> 、 <u>歌志内市</u> 、 <u>深川市</u> 、 <u>富良野市</u> 、 <u>登別市</u> 、 <u>恵庭市</u> 、 <u>伊達市</u> 、 <u>北広島市</u> 、 <u>石狩市</u> 、 <u>北斗市</u> 、 <u>当別町</u> 、 <u>七飯町</u> 、 <u>八雲町</u> 、 <u>江差町</u> 、 <u>岩内町</u> 、 <u>余市町</u> 、 <u>奈井江町</u> 、 <u>鷹栖町</u> 、 <u>東神楽町</u> 、 <u>美瑛町</u> 、 <u>斜里町</u> 、 <u>白老町</u> 、 <u>洞爺湖町</u> 、 <u>新ひだか町</u> 、 <u>音更町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>芽室町</u> 、 <u>標尾町</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>釧路町</u>
青森	<u>青森市</u> 、弘前市、八戸市、 <u>黒石市</u> 、 <u>五所川原市</u> 、 <u>十和田市</u> 、 <u>三沢市</u> 、むつ市、つがる市、 <u>平川市</u> 、 <u>藤崎町</u> 、 <u>大鰐町</u> 、 <u>田舎館村</u> 、 <u>野辺地町</u> 、 <u>東北町</u>
岩手	<u>盛岡市</u> 、 <u>宮古市</u> 、 <u>大船渡市</u> 、 <u>花巻市</u> 、北上市、 <u>久慈市</u> 、 <u>遠野市</u> 、 <u>一関市</u> 、 <u>陸前高田市</u> 、 <u>釜石市</u> 、 <u>二戸市</u> 、 <u>八幡平市</u> 、 <u>奥州市</u> 、 <u>滝沢市</u> 、 <u>雫石町</u> 、 <u>岩手町</u> 、 <u>紫波町</u> 、 <u>矢巾町</u> 、 <u>金ケ崎町</u> 、 <u>平泉町</u> 、 <u>大槌町</u> 、 <u>山田町</u> 、 <u>岩泉町</u>
宮城	<u>仙台市</u> 、 <u>石巻市</u> 、 <u>塩竈市</u> 、 <u>気仙沼市</u> 、 <u>白石市</u> 、 <u>名取市</u> 、 <u>角田市</u> 、 <u>多賀城市</u> 、 <u>岩沼市</u> 、 <u>登米市</u> 、 <u>栗原市</u> 、 <u>東松島市</u> 、 <u>大崎町</u> 、 <u>蔵王町</u> 、 <u>大河原町</u> 、 <u>村田町</u> 、 <u>柴田町</u> 、 <u>亘理町</u> 、 <u>山元町</u> 、 <u>松島町</u> 、 <u>七ヶ浜町</u> 、 <u>利府町</u> 、 <u>大和町</u> 、 <u>富谷市</u> 、 <u>大衡村</u> 、 <u>色麻町</u> 、 <u>加美町</u> 、 <u>涌谷町</u> 、 <u>美里町</u>
秋田	<u>秋田市</u> 、 <u>能代市</u> 、 <u>横手市</u> 、 <u>大館市</u> 、 <u>男鹿市</u> 、 <u>湯沢市</u> 、 <u>鹿角市</u> 、 <u>由利本荘市</u> 、 <u>潟上市</u> 、 <u>大仙市</u> 、 <u>北秋田市</u> 、 <u>にかほ市</u> 、 <u>仙北市</u> 、 <u>五城目町</u> 、 <u>八郎潟町</u> 、 <u>井川町</u>
山形	<u>山形市</u> 、 <u>米沢市</u> 、 <u>鶴岡市</u> 、 <u>酒田市</u> 、 <u>新庄市</u> 、 <u>寒河江市</u> 、 <u>上山市</u> 、 <u>村山市</u> 、 <u>長井市</u> 、 <u>天童市</u> 、 <u>東根市</u> 、 <u>尾花沢市</u> 、 <u>南陽市</u> 、 <u>山辺町</u> 、 <u>中山町</u> 、 <u>河北町</u> 、 <u>高島町</u> 、 <u>川西町</u> 、 <u>庄内町</u>
福島	<u>福島市</u> 、 <u>会津若松市</u> 、 <u>郡山市</u> 、 <u>いわき市</u> 、 <u>白河市</u> 、 <u>須賀川市</u> 、 <u>喜多方市</u> 、 <u>相馬市</u> 、 <u>二本松市</u> 、 <u>田村市</u> 、 <u>南相馬市</u> 、 <u>伊達市</u> 、 <u>本宮市</u> 、 <u>桑折町</u> 、 <u>国見町</u> 、 <u>川俣町</u> 、 <u>鏡石町</u> 、 <u>会津美里町</u> 、 <u>西郷村</u> 、 <u>矢吹町</u> 、 <u>石川町</u> 、 <u>玉川村</u> 、 <u>三春町</u> 、 <u>小野町</u> 、 <u>広野町</u> 、 <u>檜葉町</u> 、 <u>富岡町</u> 、 <u>大熊町</u> 、 <u>双葉町</u> 、 <u>浪江町</u>
茨城	<u>水戸市</u> 、 <u>日立市</u> 、 <u>土浦市</u> 、 <u>古河市</u> 、 <u>石岡市</u> 、 <u>結城市</u> 、 <u>龍ヶ崎町</u> 、 <u>下妻市</u> 、 <u>常総市</u> 、 <u>常陸太田市</u> 、 <u>高萩市</u> 、 <u>北茨城市</u> 、 <u>笠間市</u> 、 <u>取手市</u> 、 <u>牛久市</u> 、 <u>つくば市</u> 、 <u>ひたちなか市</u> 、 <u>鹿嶋市</u> 、 <u>潮来市</u> 、 <u>守谷市</u> 、 <u>常陸大宮市</u> 、 <u>那珂市</u> 、 <u>筑西市</u> 、 <u>坂東市</u> 、 <u>稲敷市</u> 、 <u>かすみがうら市</u> 、 <u>桜川市</u> 、 <u>神栖市</u> 、 <u>行方市</u> 、 <u>鉾田市</u> 、 <u>つくばみらい市</u> 、 <u>小美玉市</u> 、 <u>茨城町</u> 、 <u>大洗町</u> 、 <u>城里町</u> 、 <u>東海村</u> 、 <u>太子町</u> 、 <u>美浦村</u> 、 <u>阿見町</u> 、 <u>河内町</u> 、 <u>八千代町</u> 、 <u>五霞町</u> 、 <u>境町</u> 、 <u>利根町</u>
栃木	<u>宇都宮市</u> 、 <u>足利市</u> 、 <u>栃木市</u> 、 <u>佐野市</u> 、 <u>鹿沼市</u> 、 <u>日光市</u> 、 <u>小山市</u> 、 <u>真岡市</u> 、 <u>大田原市</u> 、 <u>矢板市</u> 、 <u>那須塩原市</u> 、 <u>さくら市</u> 、 <u>那須烏山市</u> 、 <u>下野市</u> 、 <u>上三川町</u> 、 <u>益子町</u> 、 <u>茂木町</u> 、 <u>市貝町</u> 、 <u>芳賀町</u> 、 <u>壬生町</u> 、 <u>野木町</u> 、 <u>那須町</u>
群馬	<u>前橋市</u> 、 <u>高崎市</u> 、 <u>桐生市</u> 、 <u>伊勢崎市</u> 、 <u>太田市</u> 、 <u>沼田町</u> 、 <u>館林市</u> 、 <u>渋川市</u> 、 <u>藤岡市</u> 、 <u>富岡市</u> 、 <u>安中市</u> 、 <u>みどり市</u> 、 <u>榛東村</u> 、 <u>吉岡町</u> 、 <u>下仁田町</u> 、 <u>甘楽町</u> 、 <u>中之条町</u> 、 <u>嬬恋村</u> 、 <u>草津町</u> 、 <u>東吾妻町</u> 、 <u>昭和村</u> 、 <u>みなかみ町</u> 、 <u>玉村町</u> 、 <u>板倉町</u> 、 <u>明和町</u> 、 <u>千代田町</u> 、 <u>大泉町</u> 、 <u>邑楽町</u>
埼玉	<u>さいたま市</u> 、 <u>川越市</u> 、 <u>熊谷市</u> 、 <u>川口市</u> 、 <u>行田市</u> 、 <u>秩父市</u> 、 <u>所沢市</u> 、 <u>飯能市</u> 、 <u>加須市</u> 、 <u>本庄市</u> 、 <u>東松山市</u> 、 <u>春日部市</u> 、 <u>狭山市</u> 、 <u>羽生市</u> 、 <u>鴻巣市</u> 、 <u>深谷市</u> 、 <u>上尾市</u> 、 <u>草加市</u> 、 <u>越谷市</u> 、 <u>蕨市</u> 、 <u>戸田市</u> 、 <u>入間市</u> 、 <u>朝霞市</u> 、 <u>志木市</u> 、 <u>和光市</u> 、 <u>新座市</u> 、 <u>桶川市</u> 、 <u>久喜市</u> 、 <u>北本市</u> 、 <u>八潮市</u> 、 <u>富士見市</u> 、 <u>三郷市</u> 、 <u>蓮田市</u> 、 <u>坂戸市</u> 、 <u>幸手市</u> 、 <u>鶴ヶ島市</u> 、 <u>日高市</u> 、 <u>吉川市</u> 、 <u>ふじみ野市</u> 、 <u>白岡市</u> 、 <u>伊奈町</u> 、 <u>三芳町</u> 、 <u>毛呂山町</u> 、 <u>越生町</u> 、 <u>滑川町</u> 、 <u>嵐山町</u> 、 <u>小川町</u> 、 <u>川島町</u> 、 <u>吉見町</u> 、 <u>鳩山町</u> 、 <u>ときがわ町</u> 、 <u>横瀬町</u> 、 <u>皆野町</u> 、 <u>長瀬町</u> 、 <u>小鹿野町</u> 、 <u>東秩父村</u> 、 <u>美里町</u> 、 <u>神川町</u> 、 <u>上里町</u> 、 <u>寄居町</u> 、 <u>宮代町</u> 、 <u>杉戸町</u> 、 <u>松伏町</u>
千葉	<u>千葉市</u> 、 <u>魏城市</u> 、 <u>市川市</u> 、 <u>船橋市</u> 、 <u>館山市</u> 、 <u>木更津市</u> 、 <u>松戸市</u> 、 <u>野田市</u> 、 <u>茂原市</u> 、 <u>成田市</u> 、 <u>佐倉市</u> 、 <u>東金市</u> 、 <u>旭市</u> 、 <u>習志野市</u> 、 <u>柏市</u> 、 <u>勝浦市</u> 、 <u>市原市</u> 、 <u>流山市</u> 、 <u>八千代市</u> 、 <u>我孫子市</u> 、 <u>鴨川市</u> 、 <u>鎌ヶ谷市</u> 、 <u>君津市</u> 、 <u>富津市</u> 、 <u>浦安市</u> 、 <u>四街道市</u> 、 <u>袖ヶ浦市</u> 、 <u>八街市</u> 、 <u>印西市</u> 、 <u>白井市</u> 、 <u>富里市</u> 、 <u>南房総市</u> 、 <u>匝瑺市</u> 、 <u>香取市</u> 、 <u>山武市</u> 、 <u>いすみ市</u> 、 <u>大網白里市</u> 、 <u>酒々井町</u> 、 <u>栄町</u> 、 <u>神崎町</u> 、 <u>多古町</u> 、 <u>東庄町</u> 、 <u>九十九里町</u> 、 <u>芝山町</u> 、 <u>横芝光町</u> 、 <u>一宮町</u> 、 <u>滝沢町</u> 、 <u>長生村</u> 、 <u>白子町</u> 、 <u>長柄町</u> 、 <u>長南町</u> 、 <u>多喜町</u> 、 <u>御宿町</u> 、 <u>鋸南町</u>
東京	<u>千代田区</u> 、 <u>中央区</u> 、 <u>港区</u> 、 <u>新宿区</u> 、 <u>文京区</u> 、 <u>台東区</u> 、 <u>墨田区</u> 、 <u>江東区</u> 、 <u>品川区</u> 、 <u>目黒区</u> 、 <u>大田区</u> 、 <u>世田谷区</u> 、 <u>渋谷区</u> 、 <u>中野区</u> 、 <u>杉並区</u> 、 <u>豊島区</u> 、 <u>北区</u> 、 <u>荒川区</u> 、 <u>板橋区</u> 、 <u>練馬区</u> 、 <u>足立区</u> 、 <u>葛飾区</u> 、 <u>江戸川区</u> 、 <u>八王子市</u> 、 <u>立川市</u> 、 <u>武蔵野市</u> 、 <u>三鷹市</u> 、 <u>青梅市</u> 、 <u>府中市</u> 、 <u>昭島市</u> 、 <u>調布市</u> 、 <u>町田市</u> 、 <u>小金井市</u> 、 <u>小平市</u> 、 <u>日野市</u> 、 <u>東村山市</u> 、 <u>国分寺市</u> 、 <u>国立市</u> 、 <u>福生市</u> 、 <u>狛江市</u> 、 <u>東大和市</u> 、 <u>清瀬市</u> 、 <u>東久留米市</u> 、 <u>武蔵村山市</u> 、 <u>多摩市</u> 、 <u>稲城市</u> 、 <u>羽村市</u> 、 <u>あきる野市</u> 、 <u>西東京市</u> 、 <u>瑞穂町</u> 、 <u>日の出町</u> 、 <u>檜原村</u> 、 <u>奥多摩町</u>
神奈川	<u>横浜市</u> 、 <u>川崎市</u> 、 <u>相模原市</u> 、 <u>横須賀市</u> 、 <u>平塚市</u> 、 <u>鎌倉市</u> 、 <u>藤沢市</u> 、 <u>小田原市</u> 、 <u>茅ヶ崎市</u> 、 <u>逗子市</u> 、 <u>三浦市</u> 、 <u>秦野市</u> 、 <u>厚木市</u> 、 <u>大和市</u> 、 <u>伊勢原市</u> 、 <u>海老名市</u> 、 <u>座間市</u> 、 <u>南足柄市</u> 、 <u>綾瀬市</u> 、 <u>葉山町</u> 、 <u>寒川町</u> 、 <u>大磯町</u> 、 <u>二宮町</u> 、 <u>中井町</u> 、 <u>大井町</u> 、 <u>松田町</u> 、 <u>山北町</u> 、 <u>開成町</u> 、 <u>箱根町</u> 、 <u>真鶴町</u> 、 <u>湯河原町</u> 、 <u>愛川町</u> 、 <u>清川村</u>
新潟	<u>新潟市</u> 、 <u>長岡市</u> 、 <u>三条市</u> 、 <u>柏崎市</u> 、 <u>新発田市</u> 、 <u>小千谷市</u> 、 <u>加茂市</u> 、 <u>十日町市</u> 、 <u>見附市</u> 、 <u>村上市</u> 、 <u>燕市</u> 、 <u>糸魚川市</u> 、 <u>妙高市</u> 、 <u>五泉市</u> 、 <u>上越市</u> 、 <u>阿賀野市</u> 、 <u>佐渡市</u> 、 <u>魚沼市</u> 、 <u>南魚沼市</u> 、 <u>胎内市</u> 、 <u>聖籠町</u> 、 <u>弥彦村</u> 、 <u>田上町</u> 、 <u>湯沢町</u>
富山	<u>富山市</u> 、 <u>高岡市</u> 、 <u>魚津市</u> 、 <u>氷見市</u> 、 <u>滑川市</u> 、 <u>黒部市</u> 、 <u>砺波市</u> 、 <u>小矢部市</u> 、 <u>南砺市</u> 、 <u>射水市</u> 、 <u>舟橋村</u> 、 <u>上市町</u> 、 <u>立山町</u> 、 <u>入善町</u> 、 <u>朝日町</u>
石川	<u>金沢市</u> 、 <u>七尾市</u> 、 <u>小松市</u> 、 <u>輪島市</u> 、 <u>珠洲市</u> 、 <u>加賀市</u> 、 <u>羽咋市</u> 、 <u>かほく市</u> 、 <u>白山市</u> 、 <u>能美市</u> 、 <u>野々市市</u> 、 <u>川北町</u> 、 <u>津幡町</u> 、 <u>内灘町</u> 、 <u>志賀町</u> 、 <u>宝達志水町</u> 、 <u>中能登町</u> 、 <u>能登町</u>
福井	<u>福井市</u> 、 <u>敦賀市</u> 、 <u>小浜市</u> 、 <u>大野市</u> 、 <u>勝山市</u> 、 <u>鯖江市</u> 、 <u>あわら市</u> 、 <u>越前市</u> 、 <u>坂井市</u> 、 <u>永平寺町</u> 、 <u>越前町</u> 、 <u>美浜町</u> 、 <u>高浜町</u> 、 <u>おおい町</u>
山梨	<u>甲府市</u> 、 <u>富士吉田市</u> 、 <u>都留市</u> 、 <u>山梨市</u> 、 <u>大月市</u> 、 <u>韮崎市</u> 、 <u>南アルプス市</u> 、 <u>北杜市</u> 、 <u>甲斐市</u> 、 <u>笛吹市</u> 、 <u>上野原市</u> 、 <u>甲州市</u> 、 <u>中央市</u> 、 <u>市川三郷町</u> 、 <u>身延町</u> 、 <u>富士川町</u> 、 <u>昭和町</u> 、 <u>西桂町</u> 、 <u>忍野村</u> 、 <u>山中湖村</u> 、 <u>鳴沢村</u> 、 <u>富士河口湖町</u>
長野	<u>長野市</u> 、 <u>松本市</u> 、 <u>上田市</u> 、 <u>岡谷市</u> 、 <u>飯田市</u> 、 <u>諏訪市</u> 、 <u>須坂市</u> 、 <u>小諸市</u> 、 <u>伊那市</u> 、 <u>駒ヶ根市</u> 、 <u>中野市</u> 、 <u>大町市</u> 、 <u>飯山市</u> 、 <u>茅野市</u> 、 <u>塩尻市</u> 、 <u>佐久市</u> 、 <u>千曲市</u> 、 <u>東御市</u> 、 <u>安曇野市</u> 、 <u>軽井沢町</u> 、 <u>御代田町</u> 、 <u>下諏訪町</u> 、 <u>富士見町</u> 、 <u>原村</u> 、 <u>辰野町</u> 、 <u>箕輪町</u> 、 <u>飯島町</u> 、 <u>南箕輪村</u> 、 <u>中川村</u> 、 <u>宮田村</u> 、 <u>松川町</u> 、 <u>高森町</u> 、 <u>阿智村</u> 、 <u>喬木村</u> 、 <u>豊丘村</u> 、 <u>山形村</u> 、 <u>筑北村</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>松川村</u> 、 <u>白馬村</u> 、 <u>坂城町</u> 、 <u>小布施町</u> 、 <u>高山村</u> 、 <u>山之内町</u>
岐阜	<u>岐阜市</u> 、 <u>大垣市</u> 、 <u>高山市</u> 、 <u>多治見市</u> 、 <u>関市</u> 、 <u>中津川市</u> 、 <u>美濃市</u> 、 <u>瑞浪市</u> 、 <u>羽島市</u> 、 <u>恵那市</u> 、 <u>美濃加茂市</u> 、 <u>土岐市</u> 、 <u>各務原市</u> 、 <u>可児市</u> 、 <u>山県市</u> 、 <u>瑞穂市</u> 、 <u>飛騨市</u> 、 <u>本巣市</u> 、 <u>郡上市</u> 、 <u>下呂市</u> 、 <u>海津市</u> 、 <u>岐南町</u> 、 <u>笠松町</u> 、 <u>養老町</u> 、 <u>垂井町</u> 、 <u>関ヶ原町</u> 、 <u>神戸町</u> 、 <u>輪之内町</u> 、 <u>安八町</u> 、 <u>揖斐川町</u> 、 <u>大野町</u> 、 <u>池田町</u> 、 <u>北方町</u> 、 <u>坂祝町</u> 、 <u>富加町</u> 、 <u>川辺町</u> 、 <u>八百津町</u> 、 <u>御嵩町</u>
静岡	<u>静岡市</u> 、 <u>浜松市</u> 、 <u>沼津市</u> 、 <u>熱海市</u> 、 <u>三島市</u> 、 <u>富士宮市</u> 、 <u>伊東市</u> 、 <u>島田市</u> 、 <u>富士市</u> 、 <u>磐田市</u> 、 <u>焼津市</u> 、 <u>掛川市</u> 、 <u>藤枝市</u> 、 <u>御殿場市</u> 、 <u>袋井市</u> 、 <u>下田市</u> 、 <u>裾野市</u> 、 <u>湖西市</u> 、 <u>伊豆市</u> 、 <u>御前崎市</u> 、 <u>菊川市</u> 、 <u>伊豆の国市</u> 、 <u>牧之原市</u> 、 <u>東伊豆町</u> 、 <u>河津町</u> 、 <u>松崎町</u> 、 <u>西伊豆町</u> 、 <u>函南町</u> 、 <u>清水町</u> 、 <u>長泉町</u> 、 <u>小山町</u> 、 <u>吉田町</u> 、 <u>森町</u>

愛知	名古屋、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、 <u>豊田</u> 市、安城市、西尾市、蒲郡市、大山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町
三重	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、 <u>尾鷲</u> 市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、 <u>菟野</u> 町、朝日町、川越町、 <u>多気</u> 町、明和町、玉城町、度会町、 <u>南伊勢</u> 町、 <u>紀北</u> 町、 <u>御浜</u> 町、 <u>紀宝</u> 町
滋賀	大津市、彦根市、 <u>長浜</u> 市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、 <u>高島</u> 市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、 <u>多賀</u> 町
京都	京都市、 <u>福知山</u> 市、 <u>舞鶴</u> 市、 <u>綾部</u> 市、宇治市、 <u>宮津</u> 市、 <u>亀岡</u> 市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、 <u>南丹</u> 市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、 <u>伊根</u> 町、 <u>与謝野</u> 町
大阪	大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村
兵庫	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、 <u>豊田</u> 市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、 <u>養父</u> 市、丹波市、南あわじ市、 <u>朝来</u> 市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、福美町、播磨町、 <u>市川</u> 町、福崎町、 <u>神河</u> 町、太子町、 <u>上郡</u> 町、 <u>香美</u> 町、新温泉町
奈良	奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、 <u>宇陀</u> 市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、 <u>吉野</u> 町、 <u>大淀</u> 町、 <u>下市</u> 町、 <u>黒滝</u> 村
和歌山	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、 <u>田辺</u> 市、 <u>新宮</u> 市、紀の川市、岩出市、 <u>紀美野</u> 町、かつらぎ町、 <u>九度山</u> 町、 <u>高野</u> 町、湯浅町、 <u>広川</u> 町、有田川町、 <u>美法</u> 町、 <u>日高</u> 町、 <u>由良</u> 町、 <u>印南</u> 町、 <u>みなべ</u> 町、 <u>日高川</u> 町、 <u>白浜</u> 町、 <u>上富田</u> 町、 <u>那智勝浦</u> 町、太地町、 <u>串本</u> 町
鳥取	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、 <u>若美</u> 町、 <u>八頭</u> 町、三朝町、湯梨浜町、 <u>琴浦</u> 町、北栄町、日吉津村、 <u>伯耆</u> 町
島根	松江市、 <u>浜田</u> 市、 <u>出雲</u> 市、 <u>益田</u> 市、 <u>井原</u> 市、 <u>大田</u> 市、 <u>安来</u> 市、 <u>江津</u> 市、 <u>雲南</u> 市
岡山	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、 <u>三次</u> 市、 <u>庄原</u> 市、大竹市、東広島市、廿日市市、 <u>安芸高田</u> 市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町
山口	<u>下関</u> 市、宇布市、山口市、 <u>萩</u> 市、防府市、下松市、 <u>岩国</u> 市、光市、 <u>長門</u> 市、 <u>柳井</u> 市、美祿市、周南市、山陽小野田市、 <u>周防大島</u> 町、和木町、 <u>田布施</u> 町、平生町
徳島	徳島市、鳴門市、小松島市、 <u>阿南</u> 市、 <u>吉野川</u> 市、 <u>阿波</u> 市、 <u>美馬</u> 市、 <u>三好</u> 市、石井町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、 <u>つるぎ</u> 町、 <u>栗およし</u> 町
香川	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛	松山市、今治市、 <u>宇和島</u> 市、八幡浜市、新居浜市、西条市、 <u>太田</u> 市、 <u>伊予</u> 市、 <u>四国中央</u> 市、 <u>西予</u> 市、 <u>東温</u> 市、 <u>久万高原</u> 町、 <u>松前</u> 町、 <u>砥部</u> 町、 <u>内子</u> 町、 <u>伊方</u> 町
高知	高知市、 <u>室戸</u> 市、 <u>安芸</u> 市、南国市、 <u>土佐</u> 市、須崎市、 <u>宿毛</u> 市、 <u>土佐清水</u> 市、 <u>四万十</u> 市、 <u>香南</u> 市、 <u>香美</u> 市、 <u>いの</u> 町、 <u>佐川</u> 町、 <u>越知</u> 町、 <u>橋原</u> 町、 <u>四万十</u> 町、 <u>黒潮</u> 町
福岡	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、 <u>八女</u> 市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小都市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、 <u>うきは</u> 市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川町、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、大井刀洗町、大木町、 <u>広川</u> 町、 <u>香春</u> 町、 <u>添田</u> 町、糸田町、川崎町、大任町、 <u>赤村</u> 、福智町、刈田町、 <u>みやこ</u> 町、吉富町、 <u>榮上</u> 町
佐賀	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、 <u>伊万里</u> 市、武雄市、 <u>鹿島</u> 市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、 <u>白石</u> 町
長崎	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、 <u>刈馬</u> 市、 <u>壱岐</u> 市、 <u>五島</u> 市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、 <u>東彼杵</u> 町、 <u>川棚</u> 町、 <u>波佐見</u> 町、 <u>佐々</u> 町
熊本	熊本市*、 <u>八代</u> 市、 <u>人吉</u> 市、 <u>荒尾</u> 市、 <u>水俣</u> 市、 <u>玉名</u> 市、 <u>山鹿</u> 市、 <u>菊池</u> 市、 <u>宇土</u> 市、上天草市、宇城市、 <u>阿蘇</u> 市、 <u>天草</u> 市、 <u>合志</u> 市、玉東町、長洲町、 <u>大津</u> 町、 <u>菊陽</u> 町、 <u>南小国</u> 町、 <u>小国</u> 町、 <u>高森</u> 町、 <u>御船</u> 町、 <u>嘉島</u> 町、 <u>益城</u> 町、 <u>伊佐</u> 町、 <u>氷川</u> 町、 <u>芦北</u> 町、 <u>津奈木</u> 町 *印…熊本市南区は50%以上収録地域になります。
大分	大分市、別府市、 <u>中津</u> 市、 <u>田原</u> 市、 <u>佐伯</u> 市、 <u>臼杵</u> 市、津久見市、 <u>竹田</u> 市、 <u>豊後高田</u> 市、 <u>杵築</u> 市、 <u>宇佐</u> 市、 <u>豊後大野</u> 市、 <u>由布</u> 市、 <u>国東</u> 市、 <u>日出</u> 町、 <u>九重</u> 町、 <u>玖珠</u> 町
宮崎	宮崎市、都城市、 <u>延岡</u> 市、 <u>日南</u> 市、 <u>小林</u> 市、 <u>日向</u> 市、 <u>串間</u> 市、 <u>西都</u> 市、 <u>えびの</u> 市、 <u>三股</u> 町、 <u>高原</u> 町、 <u>国富</u> 町、 <u>高鍋</u> 町、 <u>新富</u> 町、 <u>木城</u> 町、 <u>川南</u> 町、 <u>都農</u> 町、 <u>門川</u> 町
鹿児島	鹿児島市、鹿屋市、 <u>枕崎</u> 市、 <u>阿久根</u> 市、 <u>出水</u> 市、指宿市、 <u>西之表</u> 市、 <u>垂水</u> 市、 <u>薩摩川内</u> 市、 <u>日置</u> 市、 <u>曾於</u> 市、 <u>霧島</u> 市、 <u>いちき串木野</u> 市、 <u>南さつま</u> 市、 <u>志布志</u> 市、 <u>奄美</u> 市、 <u>南九州</u> 市、 <u>伊佐</u> 市、 <u>給良</u> 市、 <u>さつま</u> 町
沖縄	那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、うるま市、 <u>宮古島</u> 市、南城市、本部町、 <u>読谷</u> 村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、八重瀬町

●全面積パーセント
 太字：90%以上を収録
 細字：50%以上を収録
 斜字：50%未満を収録

*地図ソフトの更新により収録エリアは変わります。
 ※収録されている市街地データの詳細終了時期は一部を除き、2016年7月です。